



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社
 代 表 者 名 代表取締役社長 中村 勝
 (コード番号 3034 東証第一部)
 問い合わせ先 取締役 福満 清伸
 T E L 03-6430-9060

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 27 日開催の取締役会において、同年 6 月 25 日開催予定の第 22 期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の 4,800 万株から 7,000 万株に変更するものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、社外監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とする旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分__は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4,800万株</u> とする。 第 7 条～第 30 条 (条文省略) <u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (監査役の選任) 第 32 条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設) (新 設) 第 33 条～第 45 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>7,000万株</u> とする。 第 7 条～第 30 条 (現行どおり) (第 32 条へ移設) (監査役の選任) 第 31 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>本会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 第 33 条～第 45 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
 定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 25 日 (水)
 平成 26 年 6 月 25 日 (水)

以 上